



各 位

平成 27 年 5 月 26 日

会 社 名 株式会社 Sol Holdings
代 表 者 代表取締役 宮嶋 淳
(J A S D A Q ・ コード 6636)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 3 4 4 9 - 3 9 3 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 26 条(損害賠償責任の一部免除)の一部を変更するものであります。なお、第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 26 条 (損害賠償責任の一部免除) 当社は、取締役の決議をもって、取締役(取締役であった者も含む。)及び監査役(監査役であった者も含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	第 26 条 (損害賠償責任の一部免除) 当社は、取締役の決議をもって、取締役(取締役であった者も含む。)及び監査役(監査役であった者も含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当社は、 <u>社外取締役及び社外監査役</u> との	2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であ</u>

間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲とする。	る者を除く) 及び監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲とする。
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上